上峰町営西峰団地及び切通北団地消防避難器具取替修繕仕様書

１　業務概要

本業務は、上峰町営西峰団地及び切通北団地内（ベランダ）に設置する消防避難器具の老朽化に伴い、既存救助袋の撤去及び避難はしごの新設を行い、消防設備の長寿命化を図る。

２　業務実施期間

契約締結日の翌日から令和9年3月10日まで

３　業務対象施設及び設置台数

①西峰団地

所在地：佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2994番地（RC１・2）

設置場所：西峰団地南側ベランダ

設置部屋番号：【RC1】121号・131号・141号・124号・134号・144号

【RC2】221号・231号・241号・224号・234号・244号

避難はしご設置台数：12台

救助袋撤去台数：12台

②切通北団地

所在地：佐賀県三養基郡上峰町大字堤1923番地2（RC1・2）

設置場所：切通北団地南側ベランダ

設置部屋番号：【RC1】121号・131号・126号・136号

【RC2】221号・231号・241号・226号・236号・246号

避難はしご設置台数：10台

救助袋撤去台数：10台

４　一般事項

（準拠法令等）

（１）本業務は、建築基準法、消防法、その他関係法令に準拠して施工すること。また、業務の着工、施工、完成に必要な官公署その他の手続きは、本町の許可を得て遅滞なく行うこと。

（共通仕様書）

（２）当仕様書に記載のない事項は、すべて「国土交通省公共建築工事標準仕様書」及び「国土交通省公共建築改修工事標準仕様書」の最新版によるこ

と。

（使用する材料）

（３）特殊な材料などで、発注者の指定した材料がある場合は、承認図を提出し、承諾を受けなければならない。

（廃棄物の処理及び清掃等）

（４）取り外した既存の設備及び設置に伴う廃材（残材、梱包材を含む。）、対象範囲及びその周辺の清掃等は受注者において、適切に処理し、その費用は受注者の負担とする。

（法令の遵守）

（５）業務の実施においては、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等を遵守し、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生防止に努めなければならない。また、業務実施時に、第三者に損害を与えた場合には、発注者の指示に従い、受注者の責任において損害を賠償しなければならない。

（施工時における写真）

（６）施工時における写真は、カメラ（カラー）又はデジタルカメラを使用し、施工前・中・後に各材料・機材等発注者の指示する箇所を整理の上、発注者に１部提出すること。

（検査）

（７）消防検査等に必要な機材及び費用、その他提出資料等は、受注者が準備すること。

（提出書類）

（８）受注者は、維持管理に必要な図面・機器仕様書、取扱説明書・保守指導案内を提出すること。

５　特記事項

本業務にあたり、疑義及び変更が生じた場合は、発注者及び受注者双方の協議により対応を決定すること。

避難器具仕様一覧

器具名称	仕様	数量
避難器具用ハッチ （はしご内蔵型）	①製品はステンレス製又はアルミ製であること。（はしごを除く、はしごは鉄製も可） ②チャイルドロック機能付き ③はしご全長　2,480㎜（7段） ④内寸　600㎜×600㎜ ⑤上枠外寸　700㎜×680㎜ ⑥枠厚　200㎜ ⑦かさ高　30㎜	22台